

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年6月8日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000289 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100016 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 7 月から平成 18 年 12 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 7 月から平成 17 年 8 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 28 万円、平成 17 年 9 月から平成 18 年 12 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 26 万円とする。

平成 15 年 7 月から平成 18 年 12 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 7 月から平成 18 年 12 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月 5 日から平成 19 年 1 月 1 日まで

A 社に勤務していた平成 15 年 7 月から平成 18 年 12 月までの標準報酬月額が一律 98,000 円になっている。当時の給与明細書と相違しているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

平成 15 年 7 月から平成 18 年 12 月までについては、A 社が提出した請求者に係る賃金台帳及び請求者が提出した同社に係る給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（9 万 8,000 円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 15 年 7 月から平成 17 年 8 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 28 万円、平成 17 年 9 月から平成 18 年 12 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 26 万円とすることが必要である。

なお、平成 15 年 7 月から平成 18 年 12 月までの標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが

必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月から平成18年12月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）については納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、前述の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000307号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第2100008号

## 第1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年\*月\*日から昭和58年4月1日まで

私の国民年金の加入手続は両親が行い、保険料納付も両親が行っていた。平成元年から平成4年の間に実家から年金手帳が2冊転送され、そのうちの1冊はうぐいす色の年金手帳だったことを鮮明に記憶している。新たな資料はないが、再度調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、今回の請求に先立ち昭和50年\*月から昭和58年3月までの期間に係る訂正請求を3回行っているところ、①請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても具体的な状況が不明であること、②請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる請求者の両親は既に亡くなっていること、③国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和50年\*月から昭和58年3月までに国民年金に加入した者に払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された事跡はないことなどから、既に平成28年3月4日付け、平成30年3月15日付け及び平成31年1月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じく、年金手帳を発行したことを示す記録があるはずなので調べてほしいと主張して、4度目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間において、請求者が主張するような記録等は見当たらず、このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の両親が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。